

「介護保険料還付等事務業務委託」に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、本市における介護保険料還付等事務の一部を委託する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を定めるもの。

2 委託事業の概要及び基本事項

- (1) 名称 介護保険料還付等事務業務委託
(2) 委託事業の内容 別紙1 「京都市介護保険料還付等事務業務委託仕様書」のとおり
(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
(4) 委託金額の上限 1会計年度当たり 金40,046,400円
（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
なお、本業務委託及び委託金額については、令和7年度2月市会において議決のうえ、確定する。

3 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者、若しくは京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者で、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) ホームページで周知し、公募を開始する日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
(2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
(3) 近畿2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）内に事務所又は支店、営業所等を有すること。
(4) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はISO27001を取得し、現在も継続して保有していること。
(5) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、官公庁等から類似業務の受注を受け、円滑に実施した実績を有すること。

4 参加手続等

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参する方法により提出すること。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) プライバシーマーク又はISO27001を取得していることが分かる書類（許諾証の写し等）

(ウ) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）における官公庁等からの類似業務受注実績（様式2）

(エ) 会社概要が分かる書類（パンフレット等）

(オ) 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者の場合、その他本市が必要と認めるもの

イ 提出部数

上記アの提出書類 各3部

ウ 提出場所

「9 問合せ先及び提出先」 参照

エ 提出期限

令和8年1月8日（木）午後5時まで（ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(2) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知する。

ア 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

5 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、「9 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。電話及び来庁による質問は一切受け付けない。

なお、質問の提出は、参加者に限る。

(1) 提出期間

令和8年1月9日（金）午前9時から令和8年1月15日（木）午後5時まで

(2) 質問の回答

すべての質問事項及び回答内容を取りまとめたうえで、参加者全員に、令和8年1月16日（金）までに電子メールで送信する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙2「介護保険料還付等事務業務委託」に係るプロポーザル企画提案書等作成要領に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参する方法により提出すること。

なお、企画提案書等の提出は参加者に限る。

(1) 提出場所

「9 問合せ先及び提出先」 参照

(2) 提出部数

使用印鑑を押印したもの 1部

使用印鑑を押印しないもの 10部

(3) 提出期限

令和8年1月23日（金）午後5時まで（ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知する。

ア 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 企画提案書等に見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

7 選定方法

(1) 選定方法

選定は「介護保険料還付等事務業務受託候補者選定委員会」において行う。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき、総合的に提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定する。審査基準については、別表「介護保険料還付等事務業務委託」提案に係る評価基準に基づいて点数化し、小数点第2位切り捨て、委員の平均値をもって採点する。

なお、評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

(2) ヒアリングの実施

ア 日 時

令和8年1月下旬

（日時等詳細についてはヒアリング対象となる提案者に別途通知する。）

イ 場 所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所会議室

(場所等詳細についてはヒアリング対象となる提案者に別途通知する。)

ウ 方 法

提案者による提案説明30分、委員からの質問10分の予定で行う。

また、応募多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いてヒアリング対象となる提案者の選考を行う場合がある。当該書類選考の結果、ヒアリング対象とならなかつた提案者に対しては、電子メール及び書面により通知する。

なお、原則として、ヒアリングに参加しなかつた提案者又は指定の時間に10分以上遅刻した提案者は選定の対象外とする。

(3) 評価項目

別表「介護保険料還付等事務業務委託」提案に係る評価基準 参照

(4) 選定結果の通知

選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに評価点数（合計点）や受託候補者名等について公開する。

8 委託契約

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結する。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

9 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（担当：西田・和田）

電話：075-222-3800

FAX：075-213-5801

メール：kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

10 その他

- (1) すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切受け付けない。
- (4) 提出されたすべての書類等の返却は行わない。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合は、京都市情報公開条例に基づき、法人等事業活動情報等を除き、公開することがある。
- (7) 今回の募集については、令和8年度以降の事業の準備行為として実施するもの。今後、本事業に係る予算が成立しなかつた場合は、事業を中止することがある。この場合、本市は、それに伴つて生じる費用についての補償は一切行わない。
- (8) 選定された受託候補者は、業務委託の開始時までに、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとする。

1.1 スケジュール

| 日 時 | 内 容 |
|--------------------|--------------------|
| 令和8年1月 8日（木）午後5時まで | 参加表明書等受付締切 |
| 令和8年1月15日（木）午後5時まで | 質問受付締切（1月16日までに回答） |
| 令和8年1月23日（金）午後5時まで | 企画提案書等受付締切 |
| 令和8年1月下旬 | ヒアリング |
| 令和8年2月上旬 | 選定結果通知 |
| 令和8年4月1日 | 業務委託開始 |

※ 別紙1及び2、様式1及び2の各種資料及び提出書類は、京都市保健福祉局のホームページ(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000348489.html>)からダウンロードできます。